

岡崎市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

1 趣旨、目的

岡崎市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）は、2012年に制定された新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、2014年に策定されました。

今般、新型コロナウイルス感染症対応の経験やその課題を踏まえ、平時から感染症危機に対応できる体制を作ること、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外も含めた幅広い感染症の発生時に、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、計画の改定をします。

2 背景

新型インフルエンザ等対策政府行動計画が2024年7月2日に抜本的に改正され、2025年6月6日に愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）についても改定されました。これを受け、本市においても市行動計画を改定します。

3 改定の考え方及び論点

特措法に基づき、県行動計画及び岡崎市感染症予防計画と整合性を取りつつ、おおむね6年ごとに市行動計画の改定を行います。

4 計画概要

- (1)計画期間：2026年度から2031年度までの6年間
- (2)対象疾患：新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も含めた幅広い感染症
- (3)対策項目：前計画で6項目だった対策項目を13項目に拡充し、内容を充実

5 今後のスケジュール案

- | | |
|------------------|-------------------|
| ○パブリックコメントの実施 | 令和8年3月9日～令和8年4月9日 |
| ○岡崎市感染症対策協議会への報告 | 令和8年5月 |
| ○計画の公表 | 令和8年7月 |

6 計画の構成案

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法、政府行動計画と市行動計画

- 第1章 感染症危機を取り巻く状況
- 第2章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定
- 第3章 政府の感染症危機管理の体制
- 第4章 市の取組の経緯
- 第5章 市行動計画の改定

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略
- 第2章 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方
- 第3章 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ
 - 第1節 有事のシナリオの考え方
 - 第2節 感染症危機における有事のシナリオ
- 第4章 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項
- 第5章 対策推進のための役割分担
- 第6章 市行動計画における対策項目と横断的視点
 - 第1節 市行動計画の主な対策項目並びにその基本理念及び目標
 - 第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点
- 第7章 市行動計画の実効性を確保するための取組等

第3部 新型インフルエンザ等対策の各項目の考え方及び取組

- 第1章 実施体制
- 第2章 情報収集・分析
- 第3章 サーベイランス
- 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- 第5章 水際対策
- 第6章 まん延防止
- 第7章 ワクチン
- 第8章 医療
- 第9章 治療薬・治療法
- 第10章 検査
- 第11章 保健
- 第12章 物資
- 第13章 市民生活及び市民経済の安定の確保

○全項目を以下の3期に分けて記載

- ・**準備期**: 感染症が発生する前段階(平時)に必要な対応等を定めた計画
- ・**初動期**: 感染症の発生初期に必要な初動対応を定めた計画
- ・**対応期**: 感染症のまん延以降、収束するまでに必要な対応等を定めた計画